

かんたん E プラン電気需給約款 (2022 年 12 月) ※現行約款	かんたん E プラン電気需給約款 (2023 年 4 月) ※新約款
<p>かんたん E プラン 電気需給約款 2022 年 12 月 1 日実施 MC リテールエナジー株式会社</p>	<p>かんたん E プラン 電気需給約款 2023 年 4 月 1 日実施 MC リテールエナジー株式会社</p>
<p>第 17 条 日割計算</p> <p>1. 当社は、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。</p> <p>(1) 基本料金、最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <p>(a) 東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリア、および関西電力エリア・中国電力エリア・四国電力エリアの契約容量 6kVA～49 kVA、もしくは各エリア低圧電力の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 月」の基本料金× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(b) 関西電力エリア・中国電力エリア・四国電力エリアの契約容量 6kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 月」の該当料金× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>該当料金とは、最低料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金をいいます。</p> <p>(2) 最低料金適用上電力量区分は、以下の算式により算定します。なお、最低料金適用電力量とは、第 1 項第 (1) 号で算出された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。また、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <p>(a) 関西電力エリア・中国電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低料金適用電力量 = 15 キロワット時× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(b) 四国電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低料金適用電力量 = 11 キロワット時× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(3) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <p>(a) 東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリアおよび関西電力エリア・中国電力エリア・四国電力エリアの契約容量 6kVA～49kVA の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) 	<p>第 17 条 日割計算</p> <p>1. 当社は、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。</p> <p>(1) 基本料金、最低料金、定額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 月」の該当料金 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>該当料金とは、基本料金、最低料金、定額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金をいいます。</p> <p>(2) 最低料金適用電力量、または定額料金適用電力量は、以下の算式により算定します。なお、最低料金適用電力量、または定額料金適用電力量とは、第 1 項第 (1) 号で算出された最低料金、定額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。また、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <p>(a) 四国電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低料金適用電力量 = 11 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(b) 関西電力エリアの契約容量 6 kVA 未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額料金適用電力量 = 200 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(c) 関西電力エリアの契約容量 6 kVA～49 kVA の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額料金適用電力量 = 300 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) <p>(3) 電力量料金は、以下の算式により算定します。なお、第 16 条 (料金の算定) 第 1 項第 (1) 号または第 (3) 号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。</p> <p>(a) 東北電力エリア・東京電力エリア・中部電力エリアおよび四国電力エリアの契約容量 6 kVA～ 49 kVA の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数)

かんたん E プラン電気需給約款 (2022 年 12 月) ※現行約款	かんたん E プラン電気需給約款 (2023 年 4 月) ※新約款
<p>なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>・第 2 段階料金適用電力量=180 キロワット時× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(b) 関西電力エリア・中国電力エリアの契約容量 6kVA 未満の場合</p> <p>・第 1 段階料金適用電力量 =105 キロワット時× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>・第 2 段階料金適用電力量=180 キロワット時× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(c) 四国電力エリアの契約容量 6kVA 未満の場合</p> <p>・第 1 段階料金適用電力量 =109 キロワット時× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>・第 2 段階料金適用電力量=180 キロワット時× (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>	<p>なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>・第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(b) 四国電力エリアの契約容量 6kVA 未満の場合</p> <p>・第 1 段階料金適用電力量 = 109 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>・第 2 段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(c) 関西電力エリアの契約容量 6kVA 未満の場合</p> <p>・第 1 段階料金適用電力量 = 100 キロワット時 × (日割計算対象日数/計量期間等の日数) なお、第 1 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>
<p>附 則</p> <p>1 本契約の実施期日 本約款は、2022 年 12 月 1 日から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>1 本契約の実施期日 本約款は、2023 年 4 月 1 日から実施します。 本約款実施後の関西電力エリアのかんたん E プランにおける新たな料金は、2023 年 4 月検針日～2023 年 5 月検針日の前日までの間の使用電力量に基づき算定される電気料金から適用されます。 ※なお、2023 年 4 月検針日以降に算定される電気料金は、ご利用月が「2023 年 5 月」に該当することとなるため、料金確定通知は 2023 年 6 月となります。</p>
<p>別紙 3 料金表 (関西電力エリア、四国電力エリア) 1. かんたん E プラン (6kVA 未満) (4) 料金</p>	<p>別紙 3 料金表 (関西電力エリア、四国電力エリア) 1. かんたん E プラン (6kVA 未満) (4) 料金</p>

四国電力エリア

契約容量	単価 (税込)
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量によって算定します。

関西電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 24 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	20 円 96 銭

四国電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 89 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 47 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 01 銭

(c) 電力量料金

電力量料金は、その「1 月」の使用電力量によって算定します。

関西電力エリア

使用量	単価 (税込)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21 円 55 銭

四国電力エリア

使用量	単価 (税込)
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16 円 89 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 47 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 01 銭